

講義録レポート

講義録コード

20-11-9-501-09

講 座	司法試験講座	セミナー	2010年新司法試験 倒産法第2位答案 徹底分析セミナー
目標年	2011年合格目標 新司法試験		
用 途	☒ 個別DVD ・ ☐ 集合DVD ☐ WEB通信 ・ ☐ カセット通信 ・ ☐ DVD通信 ・ ☐ 資料通信 ・ ☐ DL通信		

収録日	2010年 11月 3日			
講師名	羽広政男先生	内 訳	板書 枚数	0枚 ※レポート 含まず
			補助レジュメ 枚数	16枚
			その他 ()	0枚

授業構成	セミナー 60分		
実施テスト	有 ・ ☒ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	()	第 回
	<答練・演習>	()	第 回
使用教材	●刑事系第1位答案徹底分析レジュメ (25枚)		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) ()		
	●補助レジュメ () _____枚	講義録添付 (有 ☒ 無)	
	●その他 () _____枚	講義録添付 (有 ☒ 無)	
備考			

TAC/Wセミナー 司法試験講座

2011 年合格目標 新司法試験

特別企画 無料公開セミナー

倒産法第 2 位答案 徹底分析

TAC  セミナー / 新司法試験

無断複製（コピー等）・無断転載を禁じます。

CONTENTS

平成22年度論文式試験問題倒産法第1問	3
第1問再現答案	5
平成22年度論文式試験問題倒産法第2問	7
第2問再現答案	9
総合コメント	11

〔第1問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事 例】

建設業を営むA株式会社（以下「A社」という。）は、区分所有建物（以下「本件建物」という。）を所有していたところ、金融業を営むB株式会社（以下「B社」という。）から弁済期を2年後として3000万円を借り入れ（以下、この貸付金の返還請求権を「本件貸付債権」という。）、本件貸付債権を被担保債権として、B社のために、本件建物に1番抵当権（以下「本件抵当権」という。）を設定し、その登記がされた。その直後、A社は、C株式会社（以下「C社」という。）に対し、本件建物を賃料月30万円で賃貸し、C社は、ここで店舗の営業を始めた。

ところがその半年後、A社は、経営不振から急速に資金繰りに窮してきた。そこで、A社の内情を知ったB社は、A社との間で、A社が所有していた中古トラック（以下「本件トラック」といい、道路運送車両法第5条第1項の適用を受けるものとする。）を、本件貸付債権のうちの100万円の弁済に代えて譲り受ける旨の合意をし、その引渡しを受けて登録名義もA社からB社に移転した（この代物弁済契約を、以下「本件代物弁済」という。）。そして、B社は、直ちにこれを100万円で第三者に売却して、引き渡した。

それから20日後、A社は、とうとう資金繰りがつかずに、手形の不渡りを出した。そして、その翌日、A社は、自己破産を申し立て、直ちに破産手続開始決定がされて、破産管財人Kが選任された。

Kは、本件トラックについて調査をしたところ、現在の所在は不明で、現物を取り戻すことは不可能であるが、時価は150万円と算定することができると明らかとなった。また、Kは、本件建物についても調査したところ、C社がそこで店舗の営業を続けており、本件建物の時価は約1500万円であった。

〔設 問〕 以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

- 1 (1) 本件代物弁済に関して、KはB社に対してどのような請求をすることができるかを論じなさい。
- (2) 設問の事実関係で、仮に本件代物弁済がされた際に本件トラックの登録名義の移転がされず、登録名義がA社に残ったままであったとしたならば、本件代物弁済に関して、KはB社に対してどのような請求をすることができるか、上記(1)と比較しながら論じなさい。
- 2 B社は、A社の破産手続開始決定後に、本件貸付債権の残額をどのように回収することができるか、その場合の手続はどのようになるかについて、本件貸付債権の破産手続中での行使と、本件抵当権の行使との両方を踏まえて、説明しなさい。

（参照条文）道路運送車両法

第5条 登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

2 （省略）

MEMO

第1 設問1

1 (1)

(1) BはAから代物弁済(民法482条)として本件トラックを譲受け、登録名義の移転も受けているので、後述のとおり管財人Kが「第三者」(道路運送車両法(以下「法」とする)5条1項)にあたるとしても、所有権の取得を対抗できる。

また、100万円の債務につき一部弁済の効果も生じている。

(2) そこでKとしては本件代物弁済を否認することが考えられる。

ア 本件代物弁済は「既存の債務についてされた…債務の消滅に関する行為」にあたるので、破産法(以下略す)162条の否認の要件を満たすか検討する。

イ まず、AB間の消費貸借契約の弁済期は2年後であるのに、Aは契約から半年後に本件代物弁済を行っている。また、代物弁済は本来の本旨弁済と異なる態様の弁済方法なので、弁済の「方法」と「時期」が「破産者の義務に属しないもの」にあたる(同条1項2号)。そして、本件代物弁済から20日後にAは資金繰りがつかず手形の不渡りを出しており、この時点で「支払不能」(2条11項)になっているといえるから、「支払不能になる前30日以内にされた」の要件も満たす。

ウ さらに、BはAの経営不振の事情を知った上で代物弁済を受けているから、「破産債権者を害する事実」について悪意だったといえる。

エ 以上より、162条1項2号の要件を満たし、否認できる。

(3) 否認の効果は原状回復であるが(167条1項)、本件ではトラックの所在が不明でその物自体の回復は不可能になっている。そこで、管財人は価額賠償請求をなすことができる。

価額の算定基準は、否認の効果は権利行使時に生じることから、否認権行使時の時価によって算定すべきである。

よって、KはBに対し本件トラックの時価150万円の返還請求をなしうる。

2 (2)

(1) トラックの名義が未だAにある場合、債務消滅の効果とトラックの所有権の対抗はどうか。

(2) まず、対抗要件具備がされていない以上「給付」(民法482条)がされたとはいえず、債務消滅の効果は生じない。

(3) 次に、Bは所有権取得をKに対抗できるか。「第三者」(法5条1項)にあたるか問題となる。

思うに、破産手続開始決定により(30条)、破産財団の管理処分権は管財人に専属し(78条1項)、破産債権者は個別的権利行使を禁じられる(100条1項)から、開始決定は包括差押えの実質を有し、管財人は総破産債権者の利益代表者としての性格を有するので、差押え債権者類似の地位に立つ。

そして、差押え債権者は一般に「第三者」にあたるから、管財人も「第三者」にあたる。

よって、Bは登録名義の移転なくしてKにトラックの所有権移転を対抗できない。

(4) そうすると、Kは所有権に基づいてトラックの返還請求をなしうることになるが、既にトラックはBによって転売され、所在不明になっているため、事実上これをなしえない。

(5) そこで、Bはトラックの転売代金100万円を得ているから、不当利得返還請求(民法703条)をすることが考えられる。

Bは100万円を「利得」し、Aはトラックの所有権を失うという「損失」を

47 負っている。100万円はトラックの価値代替物といえるから、両者に社会通念
48 上の因果関係（「よって」）もあり、上記のとおりBはAとの関係でこの利得を
49 保有する「法律上の原因」がない。

50 よって、KはBに対し100万円の返還請求をできる。小問（1）の場合とは
51 価額が異なることになる。

52 第2 設問2

53 1 BはAに対し残額2900万円の貸金債権を有し、これは破産手続開始前の原因に基
54 づくものであるから、「破産債権者」（2条5項、6項）にあたり、かつ本件建物に抵
55 当権を設定しているので、別除権者にあたる（2条9項、10項、65条1項）。

56 2 抵当権の実行

57 （1） Bは抵当権を実行し、本件建物を競売にかけて時価である1500万円を回収す
58 るか、担保不動産収益執行により、Cの賃料30万円から回収することができる
59 （民事執行法180条・43条1項）。

60 （2） また、BはCに対する賃料債権に抵当権に基づく物上代位（民法372条・304
61 条1項）をすることができる。

62 ア 本件ではAに破産手続開始決定がされているが、Bはその後「差押え」
63 を行い物上代位をすることができるか。

64 イ 思うに、「差押え」が要求される趣旨は、第三債務者が二重弁済の危険
65 を防止することにより、当該建物に抵当権の効力が及んでいることは登記に
66 よって公示されているといえるから、差押えは他の差押えに先立ってする必
67 要はない。

68 そして、上記のとおり破産手続開始決定は包括差押えの実質を有する以上、
69 これに先立って差押えをする必要はない。

70 ウ よって、Bは破産手続開始後に賃料債権を差し押さえて支払いを受けるこ
71 とができる。

72 3 破産手続中での行使

73 （1） 別除権者も破産債権者であることにはかわりはないから、破産手続内で権利行使
74 することもできるが、行使できるのは抵当権によって満足できない不足額に限ら
75 れる（108条1項本文）。この趣旨は二重の権利行使を認めると他の債権者との
76 関係で公平を失うためこれを防止する点にある。

77 （2） 仮にBが建物を競売に付した場合、時価が1500万円であることから、不足額
78 と見込まれる1400万円について破産債権として届出（111条以下）、調査（117
79 条以下）、確定（124条以下）の手続を経ることになる。

80 （3） そして、法は破産手続の迅速、安定のため、最後配当の除斥期間内に不足額の
81 証明をしなければ配当を受けられないという打切主義（198条3項）を採用して
82 いる。もっとも抵当権実行手続に時間がかり不足額が確定しないと配当を受け
83 られないのでは抵当権者に酷であるから、合意によって抵当権を一部放棄するこ
84 とにより、不足額を確定させることを許容している（108条但書）。

85 （4） よって、BはKとの間で不足額と見込まれる1400万円につき抵当権を放棄す
86 ることにより、不足額の早期確定を図り、配当による満足を受けることができる。

87 以上

<再現者のコメント>

設問1は条文に従って処理できたと思うが、設問2は何をメインに問われているか分からずなんとなく論点を書いてしまったのが反省点。

〔第2問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事 例】

精密機械の製造業を営むA株式会社（以下「A社」という。）は、不況による売上高の低迷によって資金繰りに窮し、これから満期を迎える約束手形の決済資金の確保が困難な状況となった。

そのため、A社は、平成22年4月1日に民事再生手続開始申立てを行い、同月8日に民事再生手続開始決定を受けた。

〔設 問〕

以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. A社の再建のためには、部品の継続的供給契約（以下「本件契約」という。）を締結しているB株式会社（以下「B社」という。）が従前どおりに取引に応じることが不可欠であった。本件契約では、B社がA社に対して部品の供給を反復継続的に行い、代金については、毎月末日締めで翌月末日に支払う約定であった。そのため、B社は、民事再生手続開始申立ての時点において平成22年3月末日締めの売掛金1000万円を有していた。

また、本件契約には「A社が民事再生手続開始の申立てを行ったときには、B社は本件契約を解除することができる。」との条項が定められていた。

B社は、高い品質の部品を製造していることから、他社からの引き合いも多い会社であったため、今後の取引継続についての態度は強硬であり、民事再生手続開始決定直後の協議において、次のとおり主張した。

「A社が民事再生手続開始申立てを行った以上、本件契約を解除する。ただし、4月末日までに売掛金全額を支払った場合には、解除せず今後の取引を継続してもよい。」

この場合、A社は、B社との取引を継続するため、どのような主張を行うべきか、B社の主張に対する反論も含めて、検討しなさい。

2. C銀行は、A社に対し、5000万円の貸付債権（以下「本件貸付債権」という。）を有していたところ、A社の財務状況の悪化に伴い、追加担保の差入れを要求していた。

そこで、平成22年3月1日、A社は、C銀行との間で、D株式会社が売掛金の支払のためにA社に対して振り出した額面金1000万円の約束手形2通（以下「甲手形」及び「乙手形」という。）につき、取立委任契約を締結し、C銀行に甲手形と乙手形を裏書譲渡した。A社とC銀行は、銀行取引約定書に基づき銀行取引約定を締結していたが、これらの取立委任契約は、この取引約定の規定に基づくものであった。

その後、同年4月5日に甲手形の満期が到来したため、C銀行は、甲手形につき1000万円の手形金を取り立てた。

次に、A社の民事再生手続開始決定後に、乙手形の満期が到来したため、C銀行は、乙手形につき1000万円の手形金を取り立てた。

A社は、その後、C銀行に対し、甲手形及び乙手形の取立金である2000万円の返還を求めたところ、C銀行は、その返還債務と本件貸付債権を対当額で相殺する旨の意思表示をし、返還を拒絶した。

なお、C銀行は、同年4月2日には、A社の民事再生手続開始申立ての事実を認識しており、この申立てにより、A社は、本件貸付債権の期限の利益を喪失していた。

本件で、甲手形及び乙手形について、それぞれC銀行の相殺の主張が認められるか否かを、相殺権に関する民事再生法の規律と破産法の規律の違いを踏まえて検討しなさい。

1 第1 設問1

2 1 Aは本件継続的供給契約は双務契約にあたり、民事再生手続開始決定時
3 においてBは部品を供給する債務を、Aは代金支払債務が未履行状態にあ
4 るから、民事再生法（以下略す）49条1項に基づき履行を選択することが
5 考えられる。

6 2 他方Bは民事再生手続開始の申立てを解除事由とする特約に基づき解除、
7 若しくは4月末日までに未履行債務1000万円の支払いを主張している。

8 3 これに対し、Aとしては次に2つの再反論をなす。

9 (1) Bの主張は50条1項の趣旨に反するとの反論

10 ア 50条1項は継続的給付契約について手続開始申立て前の債務につ
11 き弁済がないことを理由としては履行を拒むことができない旨定めて
12 いる。

13 この趣旨は、継続的給付を目的とする契約は、事業に必要なインフ
14 ラや原材料の供給を内容とすることが多いから、手続開始後にこれら
15 の履行が滞ると事業が立ち行かなくなり、「債務者の事業又は経済生
16 活の再生を図る」という民事再生の目的（1条）を達成できなくなる
17 事態を防止する点にあると解される。

18 イ 本件契約は、Aの精密機械の製造に必要な部品をBが反復継続的に
19 供給するものであり、継続的給付契約にあたる。そして、Aの1000
20 万円の未履行債務は申立て前のものである。

21 ウ よって、Bのような主張と許すと、債権者は本来50条1項によっ
22 て履行を拒めない場合にもかかわらず、民事再生手続開始時に必ず解
23 除権を取得し、未履行債務の存在を理由として自己の債務を免れるこ
24 とが可能となる。ひいては再生債務者の事業も立ち行かなくなり、50
25 条1項の趣旨及び民事再生法の目的に反する。

26 エ 以上より、Bの主張は認められない。

27 (2) 本件特約は49条1項の趣旨に反するとの反論

28 ア 49条1項の趣旨は、双務契約の債務が相互に対価性を要し、相互に
29 担保しあう関係にあるから、相手方の請求権を共益債権化（同条4項）
30 するなどその地位を尊重し、当事者の衡平を図りつつ、当該契約が事
31 業継続に必要なかを再生債務者が判断する機会を与えるため、履
32 行か解除かの選択権を与える点にある。

33 イ しかるに、本件特約は、債権者が民事再生手続開始時に解除権を取
34 得し、債務者に履行か解除を迫ることを可能にする点で、実質的に債
35 権者側に選択権を与えたのと同じ状況を作出するものであるから、49
36 条1項の上記趣旨に反し、当該契約が事業再生に必要なか債務者が判断
37 する機会を不当に奪うものといえる。

38 ウ よって、本件特約は49条1項の趣旨に反し無効である。

39 第2 設問2

40 1 甲手形について

41 (1) CはAに対し5000万円の貸金債権を有しているところ、4月2日
42 の申立後（Aは期限の利益を喪失）に甲手形を取り立て、Aに対し取
43 り立てた1000万円の返還債務が現実化しているので、債権届出期間
44 内に限り相殺権を行使できるとも思える（92条1項）。

45 (2) もっとも、Cの債務負担は「再生手続開始…の申立てがあった後」
46 になされ、かつAは4月2日に申立の事実を「知って」いたから、93

- 47 条1項4号にあたり、相殺禁止にあたる。
- 48 (3) しかし、相殺は担保的機能を有し、債権者はあたかも担保権者類似
- 49 の地位に立つため、法は債権者が危機時期の認識前に相殺の合理的期
- 50 待を有していた時は、これを保護する趣旨と解される。
- 51 (4) 本件では、申立前の3月1日にCは銀行取引約定書に基づき取立委
- 52 任契約を締結しており、これは取立後の返還債務をもって相殺に供す
- 53 ることを予定するものである。そして銀行がこのような約定を設ける
- 54 ことには合理性があり、取引通念上も一般的であるから、このような
- 55 相殺期待は合理的なものといえ、取立委任契約は「前の原因」(同条2
- 56 項2号)にあたる。
- 57 よって、甲手形についてのCの相殺は許される。
- 58 (5) 破産法(以下「破」とする)においても破71条1項4号、同条2
- 59 項2号により同じ結論が導かれる。
- 60 2 乙手形について
- 61 (1) 乙手形の取り立ては手続開始後に行われているから、93条1項1
- 62 号にあたり、1号の場合は2項2号の適用はないから、相殺は禁止さ
- 63 れると思える。
- 64 (2) もっとも、上記の法の趣旨からすると、合理的な相殺期待は保護さ
- 65 れるべきであるから、本件取立金返還債務は、取立委任契約締結時に、
- 66 取立を停止条件として既に発生していたとの構成が考えられる。
- 67 (3) この点、破67条2項後段は条件付き債務による相殺を許容してお
- 68 り、これは停止条件不成就の利益を放棄し、直ちに相殺することだけ
- 69 でなく、手続開始後であっても条件成就をまって相殺することをも許
- 70 容していると解される。確かに、清算型で相殺権の行使時期に制限の
- 71 ない破産と異なり、民事再生は再建型であり、事業継続のための資金
- 72 を確保するため相殺を無制限に認めるべきでなく、このことは相殺権
- 73 の行使期間に制限があることや、賃料債務で相殺できる額に限度があ
- 74 ること(92条2項参照)などにあらわれている。とすれば、92条1
- 75 項後段に条件付き債務が明示されていない以上、民事再生では相殺を
- 76 認めない趣旨とも思える。
- 77 (4) しかし、相殺をなしうる債権者の担保権者類似の地位は民事再生で
- 78 も可及的に尊重すべきであり、一般に条件不成就の利益を放棄するこ
- 79 とはできるから、この場合でも相殺は許されると解すべきである。
- 80 (5) そうすると、92条1項後段は、93条1項1号にのって同条2項
- 81 2号と同じ意味になるように解釈すべきことになるから、債権者が危
- 82 機時期認識前に合理的な相殺期待を有している場合は、92条1項後段
- 83 によって93条1項1号の適用が排除されると解する。
- 84 本件では、Cの取立委任契約についての相殺期待は上述の通り合理
- 85 的といえるから、93条1項1号の適用は排除され、相殺は許されると
- 86 解する。
- 87 (6) これは破産法においても、67条2項後段により71条1項1号の適
- 88 用が排除されることにより同じ結論となる。

以上

<再現者のコメント>

出題趣旨に整合して
いるかは分からない
が、既存の知識をうまく
応用、あるいはその
まま答案上に表現でき
たと思う。設問2は解
釈の結果破産と民再で
結論を同じにしていし
まったのがどうみられる
か不安。

平成22年第1問 破産法 答案に書く用語の意味

1 代物弁済

債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をすることにより、弁済と同一の効力（債務の消滅）を有する行為（民法第482条）。書き写し

2 破産管財人

破産手続において破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有する者（破産法第2条第13項）。書き写し。

3 否認権

破産手続開始決定前になされた破産者の行為の効力を覆滅させる形成権。吐き出し。しかし、破産法第47条第1項（破産手続開始後の法律行為の効力）、同法第78条第1項（破産管財人の権限）及び同法第167条第1項（否認権行使の効果）の規定により、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。その意味で、現場創造。

4 支払不能

債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない「状態」（破産法第2条11項）。書き写し。

5 支払停止

債務者が、支払い能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない旨を表示する「債務者の行為」。吐き出し。しかし、破産法第2条第11項（定義：支払不能）の規定により、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

6 破産債権者

破産債権を有する債権者（破産法第2条第6項）。書き写し

7 給付

債権の目的となる「債務者の行為」。吐き出し。しかし、民法第482条（債

務者が…給付をしたとき)により、「債務者の行為」につき、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

8 第三者

当事者以外の者すべて。国語 しかし、解釈を要する。吐き出し

9 差押え

金銭債権を満足させるための強制執行手続において、目的財産に対する債務者の処分権を制限する行為。 吐き出し しかし、民事保全法第20条第1項(仮差押命令の必要性)により、「金銭の支払いを目的とする債権」「強制執行」という文字を書き写すことはできる。民法第481条(支払の差し止めを受けた第三債務者の弁済)及び同法第511条により、「債務者の処分権を制限」という文字は、「自分の頭で考えて創造すること」はできる。

10 破産手続(開始決定)

・・・により、債務者の財産を清算する手続(破産法第2条第1項)。 書き写し

11 別除権

破産手続開始の時ににおいて破産財団に属する財産につき、・・・抵当権を有する者がこれらの権利の目的である財産について第65条第1項の規定により行使(破産手続によらないで、行使)することができる権利(破産法第2条第9項)。 書き写し

12 競売

競り売り。すなわち、売主が多数の者に買受の申出を行わせ、最高価額の申出をした者に売るという売買の方法。 国語

13 担保不動産競売

競売による不動産担保権の実行(民事執行法第180条第1号)。 書き写し

14 担保不動産収益執行

不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行(民事執行法第180条第2号)。 書き写し

15 物上代位

抵当権者等の担保権者が、担保目的物の売却、賃貸、滅失または損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対して、行使すること（民法第304条第1項本文 同法第372条）。 書き写し

16 打切主義

停止条件付債権及び将来の請求権は、最後配当に関する除斥期間（破産法第198条第1項）内にその発生が確定しないと配当から排斥されること（同条第2項）。 吐き出し しかし、破産法第198条第1項及び同条第2項により、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

別除権者付き破産債権は、最後配当に関する除斥期間内に不足額の証明をしないと配当から排斥されること（破産法第198条第3項）。 吐き出し しかし、破産法第198条第3項により、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

平成22年第2問 民事再生法 答案に書く用語の意味

17 継続的供給契約

一定の種類のを一定の代金で引き続き供給する、売買契約の一種。 吐き出し

18 供給契約

契約の目的物の所有権を移転すべき義務を負う契約。吐き出し

19 継続的給付

継続的にされる給付（民事再生法第50条）。 国語

20 給付

債権に目的となる「債務者の行為」。吐き出し。しかし、民法第482条（債務者が…給付したとき）により、「債務者の行為」につき、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

21 双務契約

契約当事者双方が相互に対価的関係にある債務を負担する契約。 吐き出し
しかし、民法第555条（当事者の一方が…約し、相手方が…対して…約する）により、「対価的関係にある債務を負担」につき、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

22 再生手続

・・・により、「再生計画を定める手続」（民事再生法第2条第4号）。 書き写し

23 再生計画

再生債権者の権利・・・を変更する条項その他の第154条に規定する条項を定めた手続（民事再生法第2条第3号）。 書き写し

24 履行

債務者などが、債務の内容を実現すること。 吐き出し。しかし、民法第415条（債務者がその債務の…履行）により、「債務者」「債務」「内容を実現」につき、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

25 解除

契約当事者の一方の意思表示により、契約の効力を遡及的に消滅させること。吐き出し
しかし、民法第545条第1項本文（当事者の一方 原状に復させる義務）により、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

26 弁済

債務者その他の者が債務の本旨に従った給付をすることにより、債権を消滅させる行為。 吐き出し
民法第3編第1章第5節(債権の消滅)第1款(弁済)により、「債権を消滅させる行為」につき、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。民法第474条第1項（第三者の弁済）により、「債務者その他の者」につき、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

27 民事再生法の目的

・・・(手段)により、「当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整」（具体的目的）し、もって「当該債務者の事業または経済生活の

再生を図ること」(究極的目的)(民事再生法第1条)。書き写し

28 共益債権

再生債権に先立って(民事再生法第121条第2項)、再生手続によらないで、随時弁済を受けることができる債権(同条第1項)。吐き出し しかし、民事再生法第121条第1項及び同条第2項により、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

29 期限の利益

期限が到来するまでは債務の履行を請求されないというように、期限がまだ到来しないことによって当事者が受ける利益。吐き出し しかし、民法第135条第1項(始期付き期限の到来の効果)により、「期限が到来するまで債務の履行を請求されない」につき、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

30 期限

「法律行為の効力の発生(始期付き期限：民法第135条第1項)」「法律行為の効力の消滅(終期付き期限：民法第135条第2項)」「債務の履行」が、将来発生することが「確実」な一定の日時の到来にかかっている場合の、その一定の「日時」。吐き出し しかし、民法第135条により、「法律行為の効力の発生」「法律行為の効力の消滅」につき、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。民法第127条(条件が成就した場合の効果)における「成就」により、「条件：不確実な事実の成否」→「期限：確実な日時の到来」につき、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

31 相殺権

破産債権者が、破産手続開始の時ににおいて破産者に対して債務を負担するとき、破産手続によらないで、相殺をすることができる権利(破産法第67条第1項)。書き写し

再生債権者が、再生手続開始当時再生債務者に対して債務を負担する場合において、・・・とき・・・再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる権利(民事再生法第92条第1項前段)。書き写し。

32 相殺

二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合、双方の債務が弁済期にあるとき、各債務者が、相手方に対する意思表示により、債務を免れる行為（民法第505条第1項本文及び同法第506条第1項前段）。 書き写し

33 条件

「法律行為の効力の発生（停止条件：民法第127条第1項）」または「法律行為の効力の消滅（解除条件：同条第2項）」を、将来発生するかどうか「不確実な事実の成否」にかからせる法律行為の付款。 書き写し 民法第127条における「成就」により、「条件：不確実な事実の成否」「期限：確実な日時の到来」につき、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

34 停止条件

「法律行為の効力の発生」を、将来発生するかどうか「不確実な事実の成否」にかからせる法律行為の付款。 書き写し 民法第127条における「成就」により、「条件：不確実な事実の成否」「期限：確実な日時の到来」につき、「自分の頭で考えて定義を創造すること」はできる。

35 清算型

明らかに数えること。後始末のために財産関係を整理すること。金銭化した債務者の総財産により、金銭化した債務者の総債務を弁済すること。

36 再建型（伝統的用語）

再び建て直すこと。

37 再生型（最近の用語）

再び生まれること。債務者の財産を維持し収益をあげることににより、債権者に対し、金銭又は持分の形で配分すること。